第十・十一条　入札書の取扱い及び落札

1　各締約国は、政府調達協定第十五条5の規定を適用するほか、自国の法令に定める条件に従い、自国の調達機関が同条5(a)及び(b)に定める条件のいずれかを選択することができること並びに自国の調達機関がそれぞれの条件の利点について了知していることを確保する。

2　調達機関は、政府調達協定第十五条6の規定を適用するほか、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第十・十二条　国内の審査のための手続

1　締約国は、政府調達協定第十八条4の規定に従って公平な行政当局を指定する場合には、次のことを確保する。

(a)　指定を受けた当局の構成員が、独立しており、公平であり、及び在任中に外部からの影響を受けないこと。

(b)　指定を受けた当局の構成員が在任中にその意思に反して解任されないこと。ただし、その解任が当該指定を受けた当局を規律する規定により必要とされる場合は、この限りでない。

(c)　政府調達協定附属書Ⅰの各締約国の付表1及び付表3に掲げる調達機関並びに附属書十第二編に掲げる中央政府の機関及びその他の全ての機関（地方政府の機関を除く。）に関し、指定を受けた当局の長又は他の構成員のうち少なくとも一人が当該各締約国の法令により資格を有する裁判官、弁護士その他の法律専門家に必要な法律上及び職業上の資格と同等の法律上及び職業上の資格を有すること。

2　各締約国は、供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置を定める手続を採用し、又は維持する。政府調達協定第十八条7(a)に規定する暫定的措置の結果として、調達の過程は停止されることがあり、また、調達機関が既に契約を締結し、かつ、締約国が当該契約の履行の停止を定めている場合には、当該契約の履行は停止されることがある。当該手続は、当該暫定的措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることについて定めることができる。当該暫定的措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

3　各締約国は、関心を有し、又は参加する供給者が1に規定する指定を受けた当局に対して苦情を申し立てた場合には、原則として、当該指定を受けた当局がその規則及び手続に従い、2、5及び6に規定する暫定的措置、是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関する苦情について決定又は勧告を行うまでの間、調達機関が契約を締結しないことを確保する。ただし、各締約国は、避けることができず、かつ、十分に正当と認められる事情がある場合には、契約を締結することができることについて定めることができる。

4　各締約国は、次のいずれかの期間を定めることができる。

(a)　落札の決定から契約の締結までの猶予期間（落札者とされなかった供給者に対し、審査のための手続を開始することが適当かどうかを判断するために十分な時間を与えるためのもの）

(b)　関心を有する供給者が苦情（契約の履行を停止するための根拠となり得るもの）を申し立てるための十分な期間

5　政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づく是正措置には、次の一又は二以上のことを含めることができる。

(a)　入札の招請、契約書又は入札の手続に関する他の文書における差別的な技術上、経済上又は財務上の仕様を削除し、新たな調達手続を実施すること。

(b)　条件を変更することなく調達手続を再度行うこと。

(c)　落札の決定を取り消し、新たな落札の決定を行うこと。

(d)　契約を終了し、又は契約の無効を宣言すること。

(e)　この章の規定の違反についての救済のための他の措置（例えば、違反が効果的に救済されるまでの間の特定の額の支払命令）を採用すること。

6　各締約国は、政府調達協定第十八条7(b)の規定に基づき、損失又は損害に対する賠償に係る裁定について定めることができる。この点に関し、締約国の審査機関が裁判所でない場合において、供給者がこの章の規定に基づく義務を履行するための国内法令の違反があったと信ずるときは、当該供給者は、当該締約国の司法上の手続に従い、その事案を裁判所に提起すること（賠償を請求するために提起することを含む。）ができる。

7　各締約国は、審査機関により行われた決定若しくは勧告が効果的に実施され、又は司法上の審査機関による決定が効果的に執行されるために必要な手続を採用し、又は維持する。

第十・十三条　統計の収集及び報告

一方の締約国は、他方の締約国に対し、附属書十第二編の規定の適用を受ける調達に関連する統計資料であって、入手可能かつ比較可能なものを通報する。

第十・十四条　適用範囲の修正及び訂正

1　締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正し、又は訂正することができる。

2　政府調達協定附属書Ⅰの締約国の付表に関する修正又は訂正が政府調達協定第十九条の規定に基づいて効力を生ずる場合には、当該修正又は訂正は、この協定の適用に当たって自動的に効力を生ずる。

3　一方の締約国は、附属書十第二編の規定に基づく自国の約束を修正することを意図する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対し書面により通報を行うこと。

(b)　修正が行われる前に存在する適用範囲の水準と同等の水準を維持するため、他方の締約国に対する適当な補償的な調整に関する提案を(a)に規定する通報に含めること。

4　3(b)の規定にかかわらず、締約国は、修正がその調達について自国による監督又は自国の影響を実効的に排除した調達機関に関するものである場合には、補償的な調整を提供することを要しない。

5　政府調達協定第二十一条の規定によって設置される政府調達に関する委員会が政府調達協定第十九条8(b)及び(c)の規定に従って基準を採択する場合には、当該基準は、この条の関連規定についても適用する。

6　一方の締約国が3(b)の規定に従って提案した調整又は一方の締約国が意図する4に規定する修正に関し、他方の締約国は、自国の約束を修正することを意図する一方の締約国に対し、次のいずれかのことを主張する場合には、3(a)に規定する通報の受領の日から四十五日以内に書面により異議を申し立てるものとし、異議を申し立てない場合には、当該調整又は当該修正を受け入れたものとみなされる。

(a)　当該調整が相互に合意された適用範囲につき当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するために十分でないこと。

(b)　当該修正がその調達について一方の締約国による監督又は一方の締約国の影響を実効的に排除していない調達機関に関するものであること。

7　附属書十第二編の規定に基づく締約国の約束に関する次の変更は、訂正として取り扱う。

(a)　調達機関の名称の変更

(b)　附属書十第二編の同一の項に掲げる二以上の調達機関の合併

(c)　附属書十第二編に掲げる一の調達機関の二以上の調達機関への分割（分割された調達機関が同一編の同一の項に掲げる調達機関として加えられる場合に限る。）

(d)　例示表（例えば、附属書十第二編第A節2、同編第B節1(b)又は政府調達協定附属書Ⅰの英国の付表2及び付表3に掲げるもの）の更新

8　一方の締約国は、自国の約束を訂正することを意図する場合には、この協定の効力発生の後、他方の締約国に対し、政府調達に関する協定第十九条及び第二十二条の規定に基づく通報の要件に関する政府調達に関する委員会の決定（二千十二年三月三十日に採択されたもの。文書番号ＧＰＡ／一一三）に定める通報の周期に従って二年ごとに、書面により通報を行う。